

関係法令等

○水産基本法（平成十三年法律第八十九号）（抄）

第四章 水産政策審議会

（設置）

第三十五条 農林水産省に、水産政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第三十六条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第三十七条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

（資料の提出等の要求）

第三十八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任規定）

第三十九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）（抄）

内閣は、水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第三十七条第四項及び第三十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 水産政策審議会（以下「審議会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（特別委員の任命）

第二条 特別委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 特別委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
資源管理 分科会	一 水産基本法の施行に関する重要事項のうち、水産資源の適切な保存及び管理に関する施策に係るものを調査審議すること。 二 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三十三号）（第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
漁港漁場 整備分科 会	一 水産基本法の施行に関する重要事項のうち、漁港及び漁場の整備に関する施策に係るものを調査審議すること。 二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があら

かじめ指名する者が、その職務を代理する。

- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決（次条第六項の規定により分科会の議決とされるものを含む。）をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（幹事）

第七条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

（議事）

第八条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

（庶務）

第九条 審議会の庶務は、水産庁漁政部漁政課において国土交通省国土政策局地方振興課の協力を得て処理する。

（雑則）

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
（沿岸漁業等振興審議会令の廃止）
- 2 沿岸漁業等振興審議会令（平成十二年政令第二百九十一号）は、廃止する。
（沿岸漁業等振興審議会の委員の任期に関する経過措置）
- 3 この政令の施行の日の前日において従前の沿岸漁業等振興審議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の沿岸漁業等振興審議会令第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則 （平成一四年三月二五日政令第六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年六月三〇日政令第二一三号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則 （平成二三年七月一日政令第二〇三号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二六年一〇月一日政令第三二四号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年十一月一日）から施行する。

○水産政策審議会議事規則

(召集)

第一条 水産政策審議会（以下「審議会」という。）は会長が召集する。

2 審議会を召集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに審議会の日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

(議長)

第二条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(会議)

第三条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第四条 審議会の会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けるものとする。

(職員の出席)

第五条 会長は、必要があると認めるときは、関係の職員を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第六条 審議会の会議は公開とする。ただし、漁港管理者の処分に関する不服審査に係る会議など、審議会が必要と認めた場合には非公開とすることができる。

(議題)

第七条 審議会の会議においては、あらかじめ通知した事項に限って議決することができる。ただし、審議会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

(答申書の作成等)

第八条 会長は、審議会が諮問事項につき調査審議を終わったときは、答申書を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。審議会が農林水産大臣に建議するときもまた同じ。

(議事録)

第九条 会長は、次の事項を記載した審議会の議事録を作成するものとする。

- 一 開会、閉会の年月日・時刻
- 二 出席した委員の氏名
- 三 諮問事項
- 四 議事
- 五 議決の数
- 六 報告書
- 七 答申書
- 八 その他重要な事項

- 2 議事録は、農林水産省に設けられる文書窓口において縦覧に供するものとする。
- 3 会長は、前項の規定にかかわらず、審議会の円滑な運営を図るため必要がある場合には、同項の議事録のほか、議事要旨を作成し、審議会の議決を経て、同項の議事録に代えて縦覧に供することができる。

(分科会)

第十条 水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）第五条第一項に規定する資源管理分科会及び漁港漁場整備分科会の所掌事務のうち、次の表の上欄に掲げる分科会の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。

名称	所掌事務
資源管理分科会	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三十三号）（第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定により審議会の権限に属させられた事項
漁港漁場整備分科会	漁港漁場整備分科漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項

- 2 分科会は、その調査審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(部会)

第十一条 審議会に企画部会を置く。

- 2 企画部会は、水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第十条第三項及び第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）並びに内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により審議会の権限に属させられた事項に関し調査審議するものとする。
- 3 前項に規定する企画部会の所掌事務のうち、水産基本法第十条第三項、沿岸漁場整備開発法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、持続的養殖生産確保法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律及び内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により審議会の権限に属させられた事項については、当該部会の議決をもって審議会の議決とする。
- 4 分科会は、その定めるところにより部会を置くことができる。
- 5 部会は、その調査審議の結果を審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。）に報告しなければならない。

(特別委員)

第十二条 特別委員に調査させるべき事項は、特別委員ごとに会長が定める。

- 2 特別委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い

又は意見を述べるものとする。

(規則の改正)

第十三条 この規則の改正は、審議会の議決をもって行う。

(雑則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(準用規定)

第十五条 分科会及び部会については、第一条から第七条まで、第九条、第十二条第二項及び第十四条の規定を準用する。

この場合において、第一条、第二条、第五条、第九条第一項及び第三項、第十二条第二項並びに第十四条中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」と、部会にあつては「部会長」と読み替えるものとする。

附則

- 1 この規則は、平成十三年七月十一日から施行する。
- 2 平成十四年三月三十一日までの間、第十一条第一項に定めるもののほか、審議会に漁港漁場整備部会を置くものとする。
- 3 漁港漁場整備部会は、漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）附則第二条及び第三条の規定により、同法の施行前に策定することができることとされた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針及び漁港漁場整備事業に関する長期の計画に関し調査審議するものとする。
- 4 前項の所掌事務については、漁港漁場整備部会の議決をもって審議会の議決とする。
- 5 漁港漁場整備部会については、第一条から第七条まで、第九条、第十二条第二項及び第十四条の規定を準用する。

この場合において、第一条、第二条、第五条、第九条第一項及び第三項、第十二条第二項並びに第十四条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成十四年七月一日から施行する。

附則

この規則は、平成二十年七月三十一日から施行する。

附則

この規則は、水産政策審議会議事規則第十三条の規定による水産政策審議会の議決があったときから施行する。ただし、第十条の改正規定は、平成二十六年十一月一日から施行する。